

平成16年7月20日

各 位

会 社 名 株式会社コジマ
代表者名 代表取締役社長 小島 章利
(コード番号 7513 東証第一部)
問合せ先 経理本部長 尾花 英行
(TEL. 028-621-0001)

2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

平成16年7月20日開催の当社取締役会において決議いたしました2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、上記取締役会において未定であった発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

株式会社コジマ2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額	<u>本社債の発行価額と同額とする。</u>
(2) 本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための1株当りの額（転換価額）	<u>1,755円</u>
（参考）	
条件決定日（平成16年7月20日）における株価等の状況	
イ．株式会社東京証券取引所の株価（終値）	<u>1,457円</u>
ロ．アップ率[{(転換価額)/(株価(終値)) - 1} × 100]	<u>20.45%</u>
(3) 新株の発行価額中の資本組入額	<u>1株につき878円</u>
本新株予約権1個が上記転換価額により行使された場合の資本組入額	

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

<ご参考>

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 社債の発行総額 | 50億円及びNomura Bank (Switzerland) Ltd.の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債にかかる本社債の額面金額合計額の合計額 |
| (2) 発行決議日 | 2004年7月20日 |
| (3) 申込期間 | 該当なし。 |
| (4) 払込期日及び発行日 | 2004年8月9日（スイス時間） |
| (5) 本新株予約権の行使期間 | 2004年8月23日から2009年7月27日のチューリッヒ市における銀行営業終了時（スイス時間）まで。但し、当社の選択により本社債が繰上償還される場合は、当該償還日に先立つの8銀行営業日目の日のチューリッヒ市における銀行営業終了時（スイス時間）までとし、社債権者の選択により本社債が繰上償還される場合は、2007年8月9日に先立つ8銀行営業日目の日のチューリッヒ市における銀行営業終了時（スイス時間）までとする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、かかる期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009年7月27日より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) 償還期限 | 2009年8月9日 |

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。